

卸売市場法第4条第5項第4号に基づく公表

## ○盛岡市中央卸売市場における売買取引の方法及び決済の方法

以下で使用する「規程」及び「規則」は次のとおりです。

規程 ⇒ 盛岡市中央卸売市場業務規程（昭和46年12月25日 条例第 51 号）

規則 ⇒ 盛岡市中央卸売市場業務規程施行規則（昭和47年 3 月27日 規則第 8 号）

### 1 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法，相対による取引の方法その他の売買取引の方法（改正卸売市場法第4条第5項第4号イ）

#### (1) 売買取引の方法

##### ① 品目ごとの取引方法

##### 【規程第44条】

卸売業者は，市場において行う卸売については，次の各号に掲げる物品の区分に応じ，当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法
- (2) 別表第2に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引
- 2 卸売業者は，前項第1号に掲げる物品については，次に掲げる場合であってせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であるときは，相対取引によることができる。
  - (1) 災害が発生した場合
  - (2) 入荷が遅延した場合
  - (3) 卸売の相手方が少数である場合
  - (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
  - (5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者その他の買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
  - (6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合
- 3 卸売業者は，前項の規定により相対取引による卸売をしたときは，規則で定めるところにより，市長に報告しなければならない。
- 4 卸売業者は，第1項第2号に掲げる物品については，次に掲げる場合であって市長が指示したときは，せり売又は入札の方法によらなければならない。
  - (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
  - (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
- 5 卸売業者は，第1項第2号に掲げる物品について，販売方法の設定又は変更をしようとするときは，その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により，関係者に十分周知しなければならない。

##### 別表第1（第44条関係）

- (1) 次に掲げる物品のうち，岩手県産の個撰(せん)品のもの（規則で定めるものを除く。）
  - ア だいこん，かぶ，にんじん，ごぼう，はくさい，キャベツ，ほうれん草，ねぎ，にら，セルリー，ブロッコリー，レタス，新野菜，きゅうり，かぼちや，なす，トマト（ミニトマトを含む。），ピーマン，とうもろこし，ばれいしよ，さといも，ながいも，たまねぎ，しょうが，生しいたけ，なめこ及びしめじ
  - イ りんご，なし，かき，おうとうなどの木の実類，ぶどう，いちご，メロン及びスイカ
- (2) かつお，いか，あじ，たら，さけ・ます，いわし，さば，ぶり，すずき，まぐろ（大物を除く。），めぬけ，そい，かれい，たい，ひらめ及びその他の鮮魚類で規則 で定

めるもの（養殖物、活魚又は解凍魚を除く。）

#### 別表第2（第44条関係）

- (1) ピース、かんしょ、くわい、ゆりね、ぼうふう、はなまるきゅうり、わけぎ、えのきたけ、まいたけ、エリンギタケ、かんきつ類、バナナなどの熱帯・亜熱帯性果実、冷凍果実、野菜及び果実の加工品並びに別表第1第1号に掲げるもの以外のもの
- (2) 水産物のうち別表第1第2号に掲げるもの以外のもの

### ② 卸売をした物品の相手方の明示及び引取り

#### 【規程第54条】

卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者その他の買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

- 2 仲卸業者及び売買参加者その他の買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

### ③ 卸売代金の変更の禁止

#### 【規程第67条】

卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

### ④ 物品の即日販売

#### 【規則29条】

卸売業者は、上場できる時までには受領した物品は、特別な理由がある場合を除き、当日中に卸売しなければならない。

### ⑤ 上場の順位

#### 【規則30条】

物品の上場順位は、物品の市場到着順とする。ただし、受託契約約款に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 同一品目に属する受託物品と買付け物品とが同時に到着したときは、卸売業者は、受託物品を先に上場しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、相当の理由があるときは、卸売業者は、上場順位を変更することができる。

### ⑥ 現品又は見本による卸売

#### 【規則32条】

卸売業者が市場において行なう卸売は、現品又は見本をもつてしなければならない。ただし、これと異なる取引習慣があるときは、銘柄によることができる。

### ⑦ 指(さし)値その他の条件の表示等

#### 【規則33条】

受託物品に指(さし)値その他の条件があるときは、卸売業者は、指(さし)値その他の条件がある旨を当該受託物品に表示し、かつ、上場の際その旨を呼び上げなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の表示をしないで販売を開始したときは、指(さし)値の金額に達しない場合においても、当該物品の販売を中止してはならない。

## (2) せり売及び入札の方法

## ① せり売

### 【規則第34条】

せり売は、販売をしようとする物品について、品目、産地、等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後開始しなければならない。

- 2 せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼び上げたときこれを決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、指（さし）値のある物品については、その最高申込価格が当該指（さし）値の金額に達しないときは、この限りでない。
- 3 せり人は、最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によつてせり落し人を決定しなければならない。
- 4 せり人は、せり落し人が決定したときは、直ちにせり落し価格及びせり落し人の番号（取引バッジの番号をいう。以下同じ。）を呼び上げなければならない。

## ② 入札

### 【規則第35条】

入札は、販売をしようとする物品について、品目、産地、等級、数量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、入札に参加する者（以下「入札者」という。）に対し、一定の入札書に入札者の番号、入札金額その他指定事項を記載させて行わなければならない。

- 2 開札は、入札終了後直ちに行わなければならない。
- 3 最高価格の入札者を落札者とする。
- 4 前条第2項ただし書、第3項及び第4項の規定は、入札について準用する。

## ③ 入札の無効

### 【規則第36条】

次の各号の一に該当するときは、当該入札は無効とする。

- (1) 入札者を確認し難いとき。
  - (2) 入札金額その他記載事項が不明なとき。
  - (3) 同一人が2通以上の入札書により入札したとき。
  - (4) 入札に際し不当又は不正な行為があつたとき。
- 2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となつた場合は、開札の際その理由を明示し、入札が無効な旨を呼び上げなければならない。

## ④ せり直し又は再入札

### 【規則第37条】

せり売又は入札に参加した者がせり落し又は落札の決定に異議があるときは、直ちに市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の異議の申出について正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることがある。

## 2 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済方法(法第4条第5項第4号ロ)

### (1) 支払期日及び支払方法

#### ① 仕切り及び送金

##### 【規程第63条】

- 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、数量及び価格、当該卸売をした物品のうち飲食料品（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品をいう。以下同じ。）であるものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額並びに当該卸売をした物品のうち飲食料品以外のものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の10に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第67条ただし書の規定による卸売代金の変更をしたときは、当該変更に係る物品の品目、等級、数量及び価格、当該変更に係る物品のうち飲食料品であるものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額並びに当該変更に係る物品のうち飲食料品以外のものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の10に相当する金額）、控除すべき委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。
- 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項に規定する事項を正確に記載しなければならない。
  - 第1項の規定による売買仕切金の送付は、現金又は金融機関を通じて行う方法その他の安全かつ確実な方法により行わなければならない。

#### ② 仕切り及び送金に関する特約

##### 【規程第64条】

卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更したときも同様とする。

- 特約の相手方の氏名又は名称及び住所
  - 特約の内容
  - 支払方法
- 卸売業者は、前項の書面について市長が求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

#### ③ 出荷者への代金の支払い

##### 【規程第65条】

- 卸売業者は、卸売のために出荷者から生鮮食料品等を買受けたときは、当該出荷者を取り決めた期日までに、現金又は金融機関を通じて行う方法その他の安全かつ確実な方法によりその代金を支払わなければならない。
- 前項の規定は、仲卸業者が販売のために出荷者から生鮮食料品等を買受けたときについて準用する。

#### ④ 買受代金の即時支払義務

##### 【規程第66条】

卸売業者から物品を買い受けた者は、当該物品の引渡しを受けると同時（卸売業者があらかじめその者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に、当該物品の代金（買い受けた額に当該買い受けた額の100分の8（当該物品が飲食料品以外のものである場合にあっては、100分の10）に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2 前項の規定による代金の支払は、現金又は金融機関若しくは関連事業者のうち規則で定める者を通じて行う方法その他の安全かつ確実な方法により行わなければならない。

3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。

(1) 卸売業者の名称

(2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所

(3) 特約の内容

(4) 支払方法

4 前3項の規定は、仲卸業者から物品を買い受けた場合について準用する。

#### 【規則第52条】

業務規程第66条第2項に規定する規則で定める者は、精算代払機関の業務を行う者とする。

以 上